

# 令和5年度 精神保健福祉資料（630調査） 調査概要とデータクリーニング方法

## 1. 調査対象施設

(1) 自治体調査：47都道府県および20政令指定都市の主管課

(2) 医療機関調査：1または2に該当する医療機関

1.下記ア～ウ かつ 精神病床数が1床以上の医療機関【「精神病床を有する医療機関票」の配布対象となる医療機関】

2.下記ア～ウ かつ 精神病床数が0床の医療機関(一般病院、有床診療所、クリニック等を含む)【「精神病床を有しない医療機関票」の配布対象となる医療機関】

ア.令和5年(2023年)6月30日時点で医療法上の許可・届出を行っている

イ.健康保険法上の地方厚生局への届出も行っている医療機関番号を持つ

ウ.「精神科」もしくは「心療内科」の診療をおこなっていることを都道府県・政令指定都市の精神保健福祉主管課が把握している

(3) 訪問看護ステーション調査

医療保険・介護保険を問わず、すべての訪問看護ステーション（医療保険のみ、介護保険のみを実施しているステーションを含む）

※（2）、（3）は令和5年(2023年)6月30日時点で**休診・休止届が提出されている機関・施設は除外**

※本調査での精神病床は、医療法第7条第2項第1号に規定されている病床を指す

## 2. 調査ポイント

### (1) 自治体調査

- ・令和5年「6月30日時点」の管内の医療機関・訪問看護ステーション数、医療圏の数 等
- ・令和5年度の精神医療審査会機能
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付状況

(令和5年3月31日時点の手帳所持数、令和5年6月交付分の個票の内容)

### (2) 医療機関調査

- ・令和5年「6月30日午前0時時点」の 各医療機関機能および職員、病棟機能、拠点機能
- ・令和5年「6月30日午前0時時点」の 在院患者の状況
- ・令和5年「6月1か月間」の退院患者の状況
- ・令和5年「6月1か月間」の医療保護入院患者の状況
- ・令和5年「6月30日時点」の訪問看護機能
- ・令和5年「6月30日時点」の退院後生活環境相談員の状況
- ・令和5年「6月30日時点」の精神科の外来診療およびリエゾン診療の実施状況

### (3) 訪問看護ステーション調査

- ・令和5年「6月1か月間」の利用者数、各種加算算定の有無、スタッフの内訳
- ・令和5年「6月30日時点」の各種届出状況

# 令和5年度630調査 調査内容（自治体票）

	調査内容
①精神科医療機関機能	令和5年「6月30日時点」の ① 精神科・心療内科の診療を行っている医療機関や訪問看護ステーションの実態 ② 自治体の各種医療圏域の現状
②精神医療審査会	① 精神医療審査会の合議体の実態 ② 令和4年4月1日から令和5年3月31日に扱った退院請求について、受理状況と処理状況 ③ 同 処遇改善請求について、受理状況と処理状況
③精神障害者保健福祉手帳	① 令和5年3月31日時点の手帳所持数 ② 令和5年6月交付分（新規交付、更新、再承認を含む）の個票の内容

# 令和5年度630調査 調査内容（医療機関票）

	調査内容
①施設の基本属性および概要	<p>① 令和5年「6月30日時点」での病床数、病棟数、精神科における職員数等の基本属性</p> <p>② 令和5年「6月30日時点」で医療機関が有する機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 依存症専門医療拠点、依存症治療拠点などの拠点機能の有無</li> <li>・ 認知療法・認知行動療法や依存症入院医療管理加算等の届出状況の有無</li> </ul>
②精神科外来診療・精神科リエゾン診療について	<p>①令和5年「6月1か月間」の精神科の外来受診患者数、精神科の訪問診療・往診・訪問看護の実施件数、精神科によるリエゾン診療の実施件数</p> <p>②令和5年「6月30日時点」の児童・思春期、依存症等の専門外来の設置状況</p>
③施設の概要	令和5年「6月30日0時時点」で、各医療機関が有する施設の概要（各病棟について、届出入院料、開放区分、保護室数等）
④在院患者について	令和5年「6月30日0時時点」で在院している、主診断が精神疾患である全ての入院患者について、患者動態を含む入院の実態
⑤退院患者について	令和5年「6月1か月間」に退院した、主診断が精神疾患である全ての入院患者についての退院状況等
⑥医療保護入院患者について	令和4年「6月1か月間」に医療保護入院した患者について、入院中の退院支援委員会の実施や退院状況等
⑦訪問看護部門について	訪問看護を行っている医療機関について、利用実態および機能
⑧退院後生活環境相談員について	令和5年「6月30日時点」での退院後生活環境相談員の配置状況

# 令和5年度630調査 調査内容（訪問看護ステーション票）

	調査内容
①届出、指定状況	令和5年「6月30日現在」での、施設基準の届出および指定の状況
②利用状況	令和5年「6月1か月間」の特に精神疾患の利用者に着目した利用状況
③職員数	令和5年「6月1か月間」の訪問看護にかかわる職員の実態

# 令和5年度630調査 病院・病床区分別集計の定義

## 病院の種別（1）

### 1. 特定機能病院

高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院（厚生労働省により承認）

### 2. 地域医療支援病院

医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院（都道府県知事により承認）

### 3. 一般病院

医療施設調査・病院報告における精神科病院以外の病院に該当する医療機関

### 4. 精神病床のみを有する病院

医療施設調査・病院報告における精神科病院に該当する医療機関

## 病院の種別（2）

### 1. 国立・都道府県立精神科病院等

「精神保健福祉法第19条の7および8」に基づく、「国、都道府県並びに都道府県又は都道府県及び都道府県の地方公共団体が設立した地方独立行政法人が設置した精神病床を有する病院」

（例） 国立病院、国立大学病院、都道府県立病院、地方独立行政法人（設立団体が都道府県）の病院、都道府県病院企業団の病院

### 2. 指定病院

「精神保健福祉法第19条の7および8」に基づく、「国、都道府県並びに都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人以外の者が設置した精神病院であって厚生労働大臣の定める基準に適し、都道府県が設置する精神病院に代わる施設として指定された精神病床を有する病院」

（例） 政令指定都市が設立主体の病院、厚生病院、赤十字病院、済生会病院、国民健康保険の病院、国民健康保険組合の病院、公立病院組合の病院、共済組合の病院、広域病院企業組合の病院、広域連合立の病院、民間病院等（※）のうち、上記の指定を受けている機関

### 3. 非指定病院

国立・都道府県立ではなく、措置入院の指定病床を持たない精神病床を有する病院

（例） （※）のうち、上記の指定を受けていない機関

## (1) 医療機関票

### ①在院患者数

令和5年「6月30日午前0時時点」に精神病床に入院している患者数（精神病床以外の病床の患者は含まない）。

### ②主診断

診療録に記載されている主診断を転記（主診断の定義はICDのFコード分類に準じる）。

### ③隔離・拘束状況

令和5年「6月30日午前0時」時点の「指示」の有無のカウントを集計。

630調査集計資料の「隔離有」には「隔離指示のみ有」の患者も「隔離・拘束の両方の指示が有」の患者が含まれる。拘束も同様である。

### ④患者住所地・退院先住所地

診療録上の「入院前患者住所地」および「退院先住所地」が「病院の所在地」と「市区町村または政令市の区まで同一」であるか「異なる」かどうかを基準に、それぞれの実数をカウント。

この情報は地域精神保健福祉資源分析データベース：ReMHRAD（リムラッド）にも活用されている。

## (1) 医療機関の回答が重複している場合の基本処理

①回答の重複は、医療機関番号、医療機関名、所在地等の情報が一致している場合は重複とみなす。

②同じ医療機関が複数回Webで回答している場合

→回答の日時が最新のものを活かして、一機関一回答とする。

③同じ医療機関が複数回の紙調査票で回答している場合、または紙調査票とWebの両方に回答している場合

→回答内容から（回答項目数、機関特性等を参照）判断して、一機関一回答とする。

④種類の異なる調査票に同じ医療機関が回答している場合

→当該医療機関に適切な調査票の回答のみを活かして一機関一回答とする。

例：精神病床を有する医療機関票と、精神病床を有しない医療機関調査票の両方に回答

(2) 明らかに調査対象外の機関が回答している場合あるいは、

回答している調査票の種類が誤っている場合の基本処理

①医療機関番号、施設名等から、当該調査票の調査対象外とみなせる場合

→回答は無効として、集計には含めない

例：訪問看護ステーション が 精神病床を有しない医療機関票に回答 → 無効

訪問看護ステーション票の

回答施設名が「〇〇病院」であり、地方厚生局に訪問看護事業所として届出がない → 無効

(3) 空欄（未記入）に関する基本処理

①選択肢から選んで回答する項目が空欄 → 「不明」

②「有」「無」のいずれかを回答する項目が空欄 → 「無」

③数値を回答する項目が空欄 → 「0」または「不明」

※なお、関連する他の項目の回答から補完が可能な場合には、適宜修正

(4) 所定外の回答（選択肢以外の回答等）に関する基本処理

①回答内容を選択肢の項目のいずれかに分類

②いずれにも該当しない場合には、「不明」とする

## (5) 回答内容の整合性がとれない場合の処理

### ① [医療機関票] 医療法区分の施設属性に関する誤回答

→公開情報から適切な区分に適宜修正（特定機能病院、地域医療支援病院等）

→医療機関名、医療機関番号と厚生局届出情報から適切な区分に修正

→あるいは、回答情報（病床数、病院機能から適宜修正）から適切な区分に修正

### ② [医療機関票] 精神保健福祉法区分の施設属性に関する誤回答

→医療機関名、医療機関番号等から医療機関を特定し、公開情報から適切な区分に修正

例：「地方独立行政法人 市立△△病院」が「国立・都道府県立精神科病院等」と回答している場合、

国立・都道府県立病院には該当しないことを確認し、

指定病床数の回答が1床以上であれば「指定病院」、0床であれば「非指定病院」に修正する

### ③ [医療機関票] 精神保健福祉法区分と指定病床数の回答に矛盾がある場合

→公開情報で確認し、精神保健福祉法区分または指定病床数を適宜修正

### ④ [医療機関票] 届出病床数

・病棟の在院患者数が届出病床数を大きく上回っている等の回答の矛盾が見られた場合

→公開情報（地方厚生局の届出受理状況等）で確認の上、届出病床数の回答を補完

## (6) その他の処理 [自治体票]

### ①精神科医療機関機能

配布数が医療機関票に回答した医療機関数を上回る場合について、回答値に処理は行わない（回答率が100%を超える自治体がある）。

### ②精神医療審査会

#### □集計対象外について

- ・ 受理日が調査年度以降（令和5年4月1日以降）の患者 → 集計対象外とみなし、削除
- ・ 受理日、意見聴取日、審査日、不審査決定日、通知日のいずれも調査年度内（令和4年4月1日から令和5年3月31日）に含まれていない患者 → 集計対象外とみなし、削除

#### □集計の区分について

意見聴取、審査・通知、不審査決定については、その請求の受理日をみて「調査年度内に扱うすべての請求（前年度からの繰り越し、受理日不明、調査年度内に受理した請求）」か、または「うち、調査年度内に受理した請求」かに分けて内訳等を集計する。

## (6) その他の処理 [自治体票]

### ②精神医療審査会

#### 日付の前後関係の逆転について

受理日、意見聴取日、審査日、不審査決定日、通知日のいずれかの日付について前後関係の大幅な逆転がある場合には、年または月の入力間違いとみなして修正する。

(例 受理日：令和4年12月25日 審査日：令和4年1月4日 通知日：令和4年1月6日

→ 審査日と通知日が令和5年の入力間違いとみなして、それぞれ令和5年に修正する。)

#### 前年度からの繰り越しについて

請求の受理日が調査年度以前（令和4年3月31日以前）のものを前年度からの繰り越しとして計上する。

#### 翌年度への繰り越しについて

翌年度への繰り越しは、以下のいずれかに該当するものを計上する。

- 意見聴取日以降（意見聴取日、審査日、通知日、不審査決定日）の日付がすべて空欄または翌年度以降（令和5年4月1日以降）になっている
- 審査日以降（審査日、通知日、不審査決定日）の日付がすべて空欄または翌年度以降（令和5年4月1日以降）になっている
- 通知日が空欄または翌年度以降（令和5年4月1日以降）の日付になっている
- 不審査決定日が空欄または翌年度以降（令和5年4月1日以降）の日付になっている

## (6) その他の処理 [自治体票]

### ②精神医療審査会

#### 要した日数について

下記の組み合わせについて、該当する両日が年度内に入っており、かつ順序が逆転していないものを対象にして日数を集計する。

- ・ 請求受理から意見聴取まで
- ・ 意見聴取から審査まで
- ・ 審査から結果通知まで
- ・ 請求受理から結果通知まで
- ・ 請求受理から不審査決定まで

#### 意見聴取の種別について

- ・ 意見聴取の種別を選択肢以外で回答している場合、回答が「1.意見聴取あり」の場合には「1.対面での意見聴取」とする。その他の回答内容は、意見聴取の種別を「不明」とする。
- ・ 意見聴取日の回答があり、意見聴取の種別が空欄の場合には、意見聴取の種別を「不明」とする。

#### 意見聴取の内訳について

意見聴取の種別ごとに、意見聴取日が調査年度内（令和4年4月1日から令和5年3月31日）の場合と不明の場合に分けて内訳を算出する。

## (6) その他の処理 [自治体票]

### ②精神医療審査会

#### 請求に対する意見の内訳について

調査年度内（令和4年4月1日から令和5年3月31日）に通知を行った患者について、請求に対する意見の内訳を算出する。

#### 不審査決定の理由の内訳について

調査年度内（令和4年4月1日から令和5年3月31日）に不審査決定した患者について、不審査決定の理由の内訳を算出する。

#### 日付の記載について

通知日の回答があり、審査日が空欄の場合には審査日を「不明」にする。

## (6) その他の処理 [自治体票]

### ②精神医療審査会

#### □請求に対する意見（不審査決定の場合はその理由）について

- ・ 請求に対する意見の回答があるが、通知日と不審査決定日のいずれの日付も入っていない場合、「通知日」の欄を「不明」とする。
- ・ 不審査決定の理由の回答があるが、不審査決定日の日付が無く、通知日に日付がある場合、通知日の日付を不審査決定日の日付とみなす。
- ・ 不審査決定の理由の回答があるが、不審査決定日と通知日のいずれの日付も入っていない場合、「不審査決定日」の欄を「不明」とする。
- ・ 退院請求の患者であるが、処遇改善請求の「請求に対する意見」を選択している場合は、請求に対する意見を「不明」とする。
- ・ 処遇改善請求の患者であるが、退院請求の「請求に対する意見」を選択している場合は、請求に対する意見を「不明」とする。
- ・ 通知日または不審査決定日のいずれかに日付が入っているが、請求に対する意見（不審査決定の場合はその理由）が空欄の場合には、請求に対する意見（不審査決定の場合はその理由）を「不明」とする。